

8. お茶に関する Q&A

QA90 通常、水で浸出して飲用に供される茶は、どのように検査を行うのでしょうか

水で浸出して飲用に供される茶についても、「食品中の放射性セシウム試験法」及び平成24年3月15日付の食安基発 0315 第7号で示した、荒茶又は製茶の状態で検査する方法に従って検査を行うこととします。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日